

～あがプラザ空き店舗有効活用事業～
チャレンジショップ “にぎわい道場” 取扱基準

平成29年6月26日
都市部 住宅政策課

- 1 目的 あがプラザ内市営空き店舗対策の一環として、あがプラザへの出店を検討する人が、まずはお試しで出店することにより、スムーズな本格入店を行う事を目的とするとともに、同ショッピングセンター内の活性化を創出することを目的とする。
- 2 対象 あがプラザへの出店を検討する者（業種は問わない。ただし公序良俗に反するものを除く。）
- 3 条件 (1) 週5日以上営業すること。
(2) 営業日はAM9:00～PM6:00の間は開店すること。
(3) 対象期間は3ヶ月とする。
(4) 申込者に市県民税の滞納がないこと。
(5) 申込者が暴力団員でないこと。
(6) 当該事業の利用は1人（団体）1度のみとする。
- 4 場所 あがプラザ内呉市所有空き店舗区画
- 5 取扱い 地方自治法第238条の4第4項の規定による行政財産の目的外使用とする。
- 6 使用料 共益費相当額は全額免除とし、家賃は本来家賃相当額の半額（100円未満切り捨て）とする。
また、光熱水費の実費は申込者があがプラザ管理組合に別途支払うこととする。
- 7 申込先 呉市役所 住宅政策課
ただし、申請は使用日の前1ヶ月までに行うものとする。
- 8 必要書類 (1) 行政財産使用許可申請書
(2) 誓約書
(3) 出店計画に関する書類（営業概要、図面、資金計画等）
(4) 税情報調査及び暴力団照会等に関する同意書
- 9 その他 3項に規定する条件に違反した場合は直ちに使用許可を取り消すとともに、本来家賃相当額と共益費相当額の合計額から既に納付した額を控除した額を請求する。